

立命館大学 法科大学院

FD NEWS LETTER

通巻第9号 2015年4月30日

目次

2014年度FDニュースレター発行にあたり	1
2014年度のFD活動	2
I. 教学改善アンケート	2、3
II. FDフォーラム	4、5
III. 授業参観	6
「—特別寄稿— 未来を信じて」 藤原 猛爾 弁護士	7、8

2014度FDニュースレター発行にあたり

FD委員長 和田 真一 教授

立命館大学法科大学院では、FD委員会を設け、例年、教学改善アンケートやFDフォーラムの実施等、様々なFD活動を行っています。このニュースレターでは、2014年度の活動の概要を紹介したいと思います。また、2014年度末をもってご退職された藤原猛爾弁護士に法科大学院での教育経験、FD活動などにふれてご寄稿いただきました。ここに御礼申し上げます。

2014年度のFD活動

今年度のFD委員会は、専門分野ごと、および、理論と実務の架橋をはかる法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民事法系、刑事法系、先端・展開、実務基礎の各科目担当教員から教務担当の副研究科長を含む9名（うち実務家教員1名）のメンバーで構成されました。

FD委員会は、夏期休暇中を除いて12回開催し、FD活動の方針作成と実施を進めてきました。活動の中心は、教学改善アンケートの実施と結果分析、FDフォーラムの開催、授業参観の実施、年度まとめとしてのFDニュースレター発行などです。

I. 教学改善アンケート

2012年度は、より客観的な結果が得られるようアンケート項目の見直しを行い、2013年度は、自由記述を促すため、項目を設けるなどの工夫をしました。2014年度は、前年度を踏襲しました。対象については例年通り、全科目・全クラスについて行ないました。前期・後期それぞれ、第1回は、授業開講後第6週のところで、アンケート用紙を授業時に配布し授業終了後回収する方法で、第2回は、第14～15週に実施しました。1回目のアンケートは、その結果を後半の授業改善に反映させること、2回目のアンケートは、授業改善の達成度を検証するとともに、次年度以降の授業改善やカリキュラム等の改革に反映させることを目的としています。回収されたアンケートは、そのコピーが各授業担当者に渡され、個々の教員が授業改善に役立てるとともに、FD委員会委員が分担して分析を行なった結果を、FD委員会で集約・検討し、それを教授会に報告して、現状や課題、改善方向等を共通の認識にすることに努めました。分析結果の概要は、Web上で公表しております。各アンケートの結果は以下の通りです（詳しくは、立命館大学法科大学院のホームページを参照）。

<前期> 第1回アンケート

2014年度後期第1回アンケートを第6週5/14（水）～5/20（火）に実施し、のべ1293名中1129名の解答で、回答率は前年同時期よりやや上がり87.3%でした。全科目延べの満足度も「非常に満足」は32.1%、「満足」が57.2%で、引き続きかなり高い数字となっています。しかし、これらは回答者の主観的な評価である側面を踏まえ、FDフォーラム（過去の開催内容は法科大学院HPで公開している）等を通じていっそうの授業改善につなげていきたいと思います。

<前期> 第2回アンケート

2014年度前期第2回アンケートを第14回または第15回授業日に実施し、回答率(回収数/受講登録者数)は998/1178=84.7% (昨年前期第2回は84.6%)でした。全体を通じて、「理解が非常に深まった」30.3%、「ある程度深まった」63.6%、アンケート同様、高い水準です。教員の説明も、消極的評価は全体の5%程度、「科目の達成度」では、「非常によく達成」が34.2%、「ある程度達成」58.9%で、昨年前期第2回と同様、合わせて90%を超えるました。しかし、前期成績評価などより客観的なデータと総合的な判断が必要であると思われます。

<後期> 第1回アンケート

2014年度後期第1回授業アンケートを第7週を原則として、全科目で実施し、全体の回収率は、のべ受講者949名中784名で82.6%で、前年度同期83.4%とほぼ同じでした(ただし、前年度同期は1266名中1056名であり、受講絶対数は大幅に減少している)。総合的に見ると、授業の理解度について、非常に深まった29.5%、ある程度深まった63.0%、教員の説明について、非常に分かりやすい39.2%、わかりやすい54.8%と積極的な評価を得ており、その結果、授業の満足度について、非常に満足35.6%、満足55.7%となっており、これらの数字も昨年度同期とほぼ同じ数字であります。

<後期> 第2回アンケート

2014年度後期第2回授業アンケートを第14、15週を原則として実施し、全体の回収率は、のべ受講者916名中761名、83.1%で第1回の82.6%とほぼ同様でした。総合的に見ると、授業の理解度について、非常に深まった32.2%(第1回29.5%)、ある程度深まった61.8%(第1回63.0%)、教員の説明について、非常に分かりやすい41.5%(第1回39.2%)、わかりやすい54.3%(第1回54.8%)と第1回アンケート同様に積極的な評価を得ています。その結果、項目【5】の教員が科目の目標を達成していたかについても、非常によく達成36.1%、よく達成55.3%であり、第1回アンケートの授業の満足度について、非常に満足35.6%、満足55.7%と同様の数字となっています。もっともこの項目については、受講生自体の達成度と誤解した回答がなお存在するようであり、改善の余地があると思われます。

例年通り、全体的には教員の説明は分かりやすく、理解度、満足度、科目の到達目標への到達度とも高評価となっています。もっとも、教授会やFDフォーラム等で出されている問題点もあり、アンケート結果をこれらとも突き合わせて授業改善に活かす必要があるかと思います。また、アンケートの目的を明確にし、変化している授業実態がアンケートにより明らかにできるよう、改善をさらに検討していきたいと思います。



II. FDフォーラム

今年度は、3回のFDフォーラムを実施しました。そのテーマと概要は以下の通りです。

第1回（2014年7月8日）

テーマ「再履修クラスの授業を考える」

報告1 実務総合演習再履修クラスの現状と課題

- ① 公法 倉田 原志教授
- ② 民事法 永井 ユタカ教授
- ③ 刑事法 山口 直也教授

報告2 再履修制度の今後について(論点整理) 渕野貴生教授(教務担当副研究科長)

正課の科目によっては、再履修クラスを設けており、現在の教務委員会の議論においても、再履修クラスの設置科目を拡大する検討も行われています。再履修クラスの授業方法や内容について、これまでまとまった議論はなかったので、テーマとして設定しました。

今回は、再履修クラスを法科大学院設置当初から設けている実務総合演習の3科目での再履修クラスの現状と課題を担当者から報告いただき、また、演習、総合演習再履修クラスのあり方について包括的な問題提起を教務担当副研究科長からしていただいた。

質疑では、同一科目の再履修であり、基本的な到達目標は同じであるが、再履修者のみのクラスとした場合、授業内容の工夫が必要なのか、必要であるとしてどのような方法が考えられるかが中心となつた。特に、同一教材をもう一度使用するのか、別の教材ないしは補助教材のようなものを用いるのかについて議論がありました。この点では、科目や、同一科目であってもさらにテーマによる違いもあるのではないかという指摘や、またカリキュラム体系的な問題では、再履修クラスを異なるセメスターに置く場合の関連科目との整合性の問題等の指摘もありました。

再履修クラスの設置は新しい試みであり、その実施の結果をFDフォーラムの場にフィードバックすることを確認して終了しました。

第2回（2014年11月25日）

テーマ「演習授業の高度化の課題」

報告1 村田 敏一 教授 (コーポレート・ロー先端演習)

報告2 吉村 良一 教授 (民法総合演習)

生熊 長幸 教授 (民法総合演習)

現在検討中のカリキュラム改革の中では、受講者個人の実態に即し、より的確に力を伸ばせる授業科目のあり方、授業方法のあり方が一つの問題となっています。そのため、クラスグレード化、再履修クラスの導入、さらに2年次演習のあとを受ける従来の実務総合演習以外の「積み上げ」演習科目等が検討されています。今回のFDフォーラムでは、先端展開科目、法律基本科目としてそれぞれ高度な応用力の涵養を担う民事系の演習2科目の現状と課題につき、授業担当者より報告を受けました。

2つの科目について、科目の達成目標、教材、現状の課題などの報告をいただいた後、質疑を行いました。市販の演習問題集を用い、かなり複雑な設例を検討させる演習であることは両科目に共通であるが、会社法では判例に基づくより実務指向が徹底され、民法では、法律基本科目という位置づけであることから、民法演習Ⅰ・Ⅱの不足分のフォローという側面が特徴的でした。質疑では、公法分野、刑事法分野での演習科目の組み立てについても参考意見が得られました。受講学生の習熟度にはかなりの幅もあるが、法律実務家としての専門知識、応用力を養うために、なお正課の演習系科目で対応すべき課題が存在すること、その方法の一つとして、一定程度の法律文章の作成を基にした授業運営が効果的と考えられることなど、共通の認識となったように思われる。今後のカリキュラム改革論議の状況に応じ、FDフォーラムでもさらに具体的なレベルで意見交換することを確認して終了しました。

第3回（2015年3月3日）

テーマ「実務総合演習の授業内容・方法のあり方について」

報告1	和田 真一 教授	(民事法実務総合演習)
報告2	浅田 和茂 教授	(刑事法実務総合演習)
	高田 昭正 教授	(刑事法実務総合演習)
報告3	北村 和生 教授	(公法実務総合演習)

実務総合演習は、実務基礎科目として最終学年に配置され、法科大学院の教育理念である「実務と理論の架橋」をまさに総合的に実現する科目として位置づけられてきました。そのため、研究者教員と実務家教員の共同担当としたり、テーマ教材についても工夫を重ねてきました。他方、司法試験との関連性、学生実態の急速な変化、さらに現在の議論では、演習科目での系統的学習が実務総合演習関連科目で進むなど、この実務総合演習の目標、授業内容、方法について一度見直す時期に来ているように思われます。

そこで、今回のFDフォーラムでは各科目責任者から「現状と課題」の報告をいただき、自由な意見交換ができればと考えました。実務総合演習3科目ごとに状況は異なりますが、実務総合演習としての統一的な枠組みで議論を進める必要があるため、3科目全てから報告を受けました。

同一の実務総合演習で、クラスグレード制、実務家と研究者の共同担当など、基本的な枠組みは共通にしつつも、公法、刑事法、民事法では具体的な授業内容はかなり異なっています。特に議論となったのは、民事法実務総合演習でした。法律基本科目、先端展開科目において、民法、商法に係る演習科目が、実務基礎科目には民事裁判総合研究がこの間新設され、2016年度カリキュラム改革でさらなる科目新設も予定されています。これらの法律科目で取り扱うテーマ、教材と実務基礎科目である実務総合演習との関係性、実務総合演習において訴状や準備書面などの文書を起案させることの意義についてなど、種々議論がありました。

今後、各科目担当者会議でさらに具体的な課題を整理したうえで、科目改革につなげていくことを確認して、閉会しました。

FDフォーラムの概要については、過年度分も含め、立命館大学法科大学院ホームページに掲載しています。<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/index.htm>



III. 授業参観

前年度同様、新設科目と新任者担当科目の授業参観、昨年度からの新しい方針として、新任者には関連科目などの参観を1科目以上行い、報告書の提出を求めることも継続しました。

これに加え、2013年度は前後期に開講されるすべてのL1対象の法律基本科目についてFD委員を中心として授業参観を実施したので、2014年度はL2・S1配当の法律基本科目の演習科目の授業参観を行い、未修の授業内容に対する継続的参観という意味を持たせました。

授業参観の報告書では、特に取り上げるべき問題は指摘されていません。現在、参観報告書は授業担当者にコピーを渡すほか、FD委員会、教授会で報告され、検討をしているが、FDフォーラムともども授業内容にどのように適切にフィードバックさせるか、さらに検討を進めたいと考えています。参観報告のある科目では、授業アンケート分析にも生かすことがあってよいかも知れません。



2014年度末をもってご退職され、実務基礎科目を中心に長年にわたり授業担当していただくとともに、FD委員会、教務委員を務めていただき、評価活動にもご尽力いただいた藤原猛爾弁護士に特別にご寄稿いただきました。先生にはご多忙の折、原稿をお寄せいただきましたことに感謝いたします。

「— 特別寄稿 — 未来を信じて」

藤原 猛爾 弁護士

2000年からの2007年までの7年間は、非常勤として、学部の「環境と裁判」、2005年からは法科大学院の「環境法務演習」を担当し、2008年から特別契約教員として法科大学院で「環境法務演習」、「民事法実務総合演習」、「法曹倫理」の講義科目及びエクスター・シップを担当してきました。

非常勤時代と違って、法科大学院では月・火曜日は原則として終日出勤していましたから、法律事務所での勤務は週5日のうち3日のみという状態になりました。法理論と法律実務とを統合した生きた法教育実践するという法科大学院教育の目標は、実務を抱えている弁護士教員の立場からすればかなりの時間的制約を覚悟すべきものでした。

加えて、私の担当した法曹倫理、環境法務演習という科目は、それ自体として確立した法学分野とは言いがたい法学科目です。このため、体系化された基本書があるわけではなく、講義担当者の創意工夫に任されているという状況でした。最初の数年間は、講義テーマや教材事例の選択、検討事項等の準備にずいぶんと時間を要し、その後も講義毎にかなりの「予習」をしなければなりませんでした。

法理論と法実務の統合という課題は、研究者にとっても、実務法律家にとっても重要な課題ではあるのですが、この課題の具体的獲得目標と教育実践は必ずしも明確ではなく、多少の温度差があった感がしています。

法曹を目指す院生としては、司法試験合格を確実にするレベルの法解釈と実例への応用能力の修得が必須です。

この最中にあって、実務家教員は何を院生に伝えるべきか。私は、法実務における技術ではなく、紛争解決に向けた事実認定、事実評価を踏まえながら法解釈・適用を系統的に考えること、その過程を文章として表現すること等という法律実務家としての基本を修得し、リーガル・マインドを磨くことだと受けとめています。

私は、以上の観点から法科大学院の教育に関わってきたわけですが、いまだに、教えることの難しさを実感しています。法律実務理論は実務経験を話すことだけでは伝えられません。そこで、実際の事件に関する事実とその評価、要件事実該当性の判断、結論としての法的効果の検証について、法律実務理論として整理し伝えることを心がけてきました。

うれしいのですが、本学の環境法務演習を履修した院生約40名がすでに法曹となり、そのうち複数の者が環境訴訟や弁護士会の環境保全委員会等に関与し活躍してくれています。

最後に、現在の法科大学院をめぐる状況は厳しいものです。院生の研修意欲等についても消極的な評価意見が指摘されています。しかし、現在及び将来の院生のみなさんには、法曹への道を選択した自らを信じ、自らと法曹の未来を信じて、益々研鑽されることを期待してやみません。

(発行元)

立命館大学 法務研究科（法科大学院）

〒604-8520

京都市中京区西ノ京朱雀町1

立命館大学

朱雀独立研究科事務室

TEL : 075-813-8270

FAX : 075-813-8271

Mail : rits-ls@st.ritsumei.ac.jp